百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第一項において読み替えて準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「非訟事件手続法第七十七条第二項の申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

［３・４　略］

別表第一（第二十一条関係）

第六十八条第一項	前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	電子調書の記録	非訟事件手続規則第二十条第一項
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	口頭弁論に係る電子調書	期日調書
第六十九条	他の電磁的記録	これをファイルに記録して電子調書	非訟事件の記録に添付して期日調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	電子速記録を	速記録
第七十二条	電子速記録	速記録を	速記録
	ファイルに記録して		非訟事件の記録に添付して

［３・４　同上］

［新設］

の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「非訟事件手続法第七十七条第二項の申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。